

随意契約見直し計画

平成 18 年 6 月
平成 19 年 1 月改訂
宮 内 庁

1. 随意契約の見直し計画

平成 17 年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることがやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 17 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(4.6%)	(2.0%)
				8	0.4
一般競争入札等	競争入札	/		(20.7%)	(29.0%)
				36	5.8
	企画競争等	(1.1%)	(1.0%)	(2.9%)	(3.0%)
		2	0.2	5	0.6
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(98.9%)	(99.0%)	(71.8%)	(66.0%)
		172	19.8	125	13.2
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		174	20.0	174	20.0

【所管公益法人等】

		平成17年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(0%)	(0%)
				0	0
一般競争入札等	競争入札	/		(0%)	(0%)
	企画競争等			(0%)	(0%)
		0	0	1	0.3
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(100%)	(100%)	(0%)	(0%)
		1	0.3	0	0
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		1	0.3	1	0.3

【所管公益法人等以外の者】

		平成17年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(4.6%)	(2.0%)
				8	0.4
一般競争入札等	競争入札	/		(20.8%)	(29.5%)
	企画競争等			(1.2%)	(1.0%)
		2	0.2	4	0.3
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(99.8%)	(99.0%)	(72.3%)	(67.0%)
		171	19.5	125	13.2
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		173	19.7	173	19.7

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

随意契約の適正化に向けて、今回の見直しの結果一般競争入札等に移行するとしたものについては、既に平成18年から移行したものにに加え、可能なものから順次、その確実な実施を図り、民間の競争原理の活用により、予算の効率的な執行に努める。(個別の契約の移行時期については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載)

41件、6.4億円

(1) 総合評価方式の導入拡大

総合評価方式については、従来から実施実績のある情報システム等の調達に加え、先般、財務省と経済産業省との間で包括協議が整った研究開発、調査研究及び広報業務等についても、当庁において活用可能な事案があれば、総合評価落札方式による一般競争入札を導入することを検討する。

公共工事においては、工事目的物の有する特殊性に鑑み、総合評価方式に適さないものを除く工事については、工事の規模、内容等を十分に検討した上で必要がないと認められる場合を除き、総合評価方式を導入することを検討し、現在、評価項目の設定、評価基準等の整備を進めており、関係部局間において定期的に協議を行うこととする。

(2) 複数年度契約の拡大

情報関連機器賃貸借など複数年度にわたる契約については、初年度に競争入札を行い、その後随意契約を締結しているところであるが、今後は、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為を活用し複数年契約によることとし、機器更新時からの実施が可能となるよう所要の検討を進める。

複数年度にわたる情報システムの開発等については、原則として国庫債務負担行為を活用し複数年契約とすべく、所要の検討を進める。

(3) 随意契約に係る決裁体制の強化等

随意契約を締結する際、本庁では必ず長官官房主計課において随意契約によることとした理由等についての審査・決裁を経る体制となっており、また、地方支分部局等においてもこれに準じた体制となっている。

今後も、随意契約によらざるを得ない場合については、それが法令等の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行い、内部牽制の充実・決裁体制の一層の強化に努める。